

神環業第 1066 号

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成 5 年 3 月条例第 57 号。以下「条例」という。）第 10 条の 2 の 6 の規定による勧告に従わなかったため、条例第 10 条の 2 の 7 の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和 8 年 3 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造

第 45 号

(1) 違反した者の住所及び氏名

神戸市北区花山東町 3 26 号棟 506 号室

朴 清 允

(2) 違反の日時及び場所

令和 7 年 1 月 16 日（木）午前 7 時 32 分頃

神戸市北区幸陽町 1 丁目 8（クリーンステーション No. 57-240）

(3) 違反の内容

上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為

(4) 違反した者が使用した車両の車両番号

軽四貨物自動車 神戸 480 な 22-29

第 46 号

(1) 違反した者の住所及び氏名

神戸市垂水区神陵台 9 丁目 3-11

中 井 暁 子

(2) 違反の日時及び場所

令和 7 年 3 月 17 日（月）午前 8 時 56 分頃

神戸市西区秋葉台 1 丁目 56（クリーンステーション No. 12-161）

(3) 違反の内容

上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為

(4) 違反した者が使用した車両の車両番号

普通乗用自動車 神戸 58A い 61-84

第 47 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名
神戸市西区伊川谷町有瀬 1512-13
鄭 林 (原 田 林)
- (2) 違反の日時及び場所
令和 6 年 12 月 16 日 (月) 午前 7 時 00 分頃
神戸市西区押部谷町木幡 2 (クリーンステーション No. 16-164)
- (3) 違反の内容
上記 (2) の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為
- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号
軽四貨物自動車 神戸 480 み 75-51

第 48 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名
神戸市須磨区南落合 4 丁目 1 -186-901
馬 文 永
- (2) 違反の日時及び場所
令和 6 年 12 月 12 日 (木) 午前 7 時 45 分頃
神戸市須磨区竜が台 2 丁目 1 (クリーンステーション No. 67-241)
- (3) 違反の内容
上記 (2) の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為
- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号
軽四乗用自動車 神戸 582 め 68-07

第 49 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名
神戸市兵庫区明和通 2 丁目 1 - 1 - 606
CHUNG THI MONG
- (2) 違反の日時及び場所
令和 3 年 10 月 12 日 (火) 午前 7 時 55 分頃
神戸市兵庫区神明町 1 番 30 号 (クリーンステーション No. 69-001)
- (3) 違反の内容
上記 (2) の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為
- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号
軽四乗用自動車 京都 581 と 62-12

第 50 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名
神戸市長田区庄田町 1 丁目 5 番 11 号
VU CONG THANH
- (2) 違反の日時及び場所
令和 7 年 3 月 6 日 (木) 午前 8 時 25 分
神戸市長田区上池田 6 丁目 1 (クリーンステーション No. 16-607)
- (3) 違反の内容
上記 (2) の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為
- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号
軽四貨物自動車 神戸 480 め・6 89